

第 16 期 事 業 年 度

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

監 査 報 告

独 立 行 政 法 人 造 幣 局

令和元年6月13日

独立行政法人造幣局

理事長 川 嶋 真 殿

独立行政法人造幣局

監 事 神 部 裕 之

監 事 初 岡 直 子

監査報告の提出について

標記について、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき監査報告を作成したので、別紙のとおり提出します。

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)の平成30事業年度(平成30年4月1日~平成31年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

・監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、造幣局の本局及び各支局において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、独立行政法人造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、造幣局の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

・監査の結果

1. 法令等の遵守状況及び年度目標達成状況

造幣局の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2. 内部統制システムの整備及び運用状況

内部統制システムに関しては、業務方法書に基づき、状況に応じて整備するとともに、継続的にその見直しを図っているものと認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

なお、平成28年6月に発覚した元職員による一連の収蔵品等の窃盗事件を踏まえた不祥事再発防止に向けた取組については、収蔵品以外を含めた貴重品・有価物・簿外品等の把握・管理に係る総点検について、関連規程6本が整備され、内部監査においても、博物館収蔵品の管理状況、「業務実態の組織的な把握・管理の徹底」に係る対応状況の確認を重点項目として実施し、特段の問題がないことが検証されている。

また、平成29年度にリスクマネジメントの強化に向けて重要リスク28項目を選定し、リスク管理表及びリスクマップを作成し、平成30年度においては引き続き、リスクの見直し、評価等を行った。

最近の民間企業における内部統制の目的は、利益の増大だけでなく、社会的責任や環境責任を含めた企業理念の実現（例えば、製品を通じて豊かな生活文化を実現すること）や、持続可能な開発目標の達成及び実現であり、このような意識を全ての組織構成員が共有し、経営に活かすことで、結果として企業自体の持続的成長と企業価値の増大をもたらすものと認識されている。

造幣局においては組織理念、社会的使命は法令等で定められ、その理念及び使命を確実に遂行するためには、全ての役職員がそれぞれの役割使命を自覚し、担当の職務を確実に遂行する意識を持つことが重要であり、独立行政法人制度において、そういった意識、努力の積み重ねを維持し、奨励していく態勢が今後さらに求められるものとする。

3．役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4．財務諸表等

財務諸表等に対する会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5．事業報告書

事業報告書は、法令に従い、造幣局の状況及び造幣事業の特性を正しく示しているものとする。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項

1．給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況及び保有資産の見直し

これらは、事業計画に従い着実な取組がなされているものとする。特段指摘すべき事項はない。

2. 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬は、国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬及び業務の実績などを考慮して決定されており、妥当であると認められる。

・ 監事神部裕之の意見

上記監査の結果に加え、以下の意見を加えたい。

監事は、その職務を適切に遂行するため、当局の役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員との意思疎通を図って情報の収集等に努める義務があるが、全ての情報が伝達されていない、情報に偏りがある、伝達にスピード感がないと考えている。このような状況下では、ガバナンスに対する適正、適切な意見具申を行うことは難しいと感じており、今後はより迅速で時宜を得た情報提供を役職員に求めていくことなどによって、役職員との意思疎通を図っていく所存である。

当法人の職員の給与水準は、一般職給与法の適用を受ける国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の従業員の給与及び業務の実績等を考慮して決定することとされている。平成29年度についても国家公務員の給与と比較して、ラスパイレス指数は98.2（事務・技術職員対象、年齢勘案）と、国の水準を上回るものではなく、職員の給与水準は適正であると認めるものの、ラスパイレス指数の算出にあたり問題があると考えており、早急に見直す必要があることを改めて指摘したい。

具体的には算出対象とする技術職員の捉え方について、機械化及び自動化の急速な進展により作業現場の業務実態が大幅に変化してきており、従事する業務内容によっては技能職員を技術職員の範囲に含む必要があり、労働環境及び労働状況変化に即した算出方法の見直しを至急実施すべきと考える。

令和元年6月13日

独立行政法人造幣局

監 事 神 部 裕 之

監 事 初 岡 直 子